

寒河江市道認定基準等に関する要綱の運用細則

- 1 寒河江市道認定基準等に関する要綱（平成22年4月1日制定。以下「要綱」という。）の運用については、別に定めるものを除くほか、この細則によるものとする。
- 2 要綱第2条第1号に定める「公共施設」及び「公益施設」とは、次のものをいう。
 - (1) 公共施設 国又は地方公共団体が管理している施設
 - (2) 公益施設 営利を目的とせず社会一般の利益となる事業を行う施設
- 3 要綱第3条第5号に定める「すみ切り」とは、寒河江市技術基準（以下「技術基準」という。）に定めるものを原則とする。
- 4 要綱第3条第6号に定める「路面が良好で」とは、路面が平坦で階段等がなく、縦断勾配は技術基準に定めるものを原則とする。
- 5 要綱第3条第6号に定める「維持管理に支障を来すおそれのないもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 道路占用許可対象物件以外の物件がないもの。ただし、維持管理上著しく支障にならないものは、期間を定めて猶予することができる。
 - (2) 地下埋設物件については、その管理者が明確であり、かつ、強度的に支障がないと認められるもの
 - (3) 道路構造物については、強度的に支障がないと認められるもの
- 6 要綱第4条において要綱制定以前に造成された道路については、同条第3号及び第5号の書類を省略することができる。
- 7 要綱第10条に定める道路の寄付を受ける土地の抵当権の抹消は、市で行うものとする。ただし、申請者は、市へ道路敷地の寄付を行うことについて、事前に金融機関からの承認を得ておかなければならない。
- 8 要綱附則第2項に定める要綱制定以前に造成された道路又は造成中の道路については、次の各号に該当するものについて市道として認定することができる。
 - (1) 道路の起終点が公道（国道、県道及び市町道をいう。以下同じ。）に連絡する道路又は起終点の一方が公道に連絡し、他方が機能を有する寒河江市法定外公共物管理条例第2条第1項第1号に規定する認定外道路、公共施設又は公益施設に連絡する道路で、排水施設を含めた幅員が4.00メートル以上であること。
 - (2) 造成中若しくは造成済の道路は、原則として袋小路は認めない。ただし、地域、地形等によりやむを得ず袋小路の場合は、次の基準に適合すること。
 - ア 当該道路の延長又は接続が具体的に予定されている場合で、避難上支障がないもの。
 - イ 道路延長が35.00メートル未満のもの。
 - ウ 道路延長が35.00メートル以上のもので、当該道路の延長が出来ない場合は、終端に自動車の回転広場を設けたもの。
 - エ 冬季間の除雪を行える堆積場所が確保してあること。
 - (3) 既成市街地内にすでに存する道路で家屋が連たんし、当該地区の主要道路として、拡幅が困難な場合は、幅員が4.00メートル以上とする。ただし、幅員が4.00メートル未満の道路であっても、他にこれに代る道路がない場合は、特に幅員が3.50メートル以上とすることができる。
 - (4) 道路敷地内に建築物及びこれに類する支障物件がないこと。
 - (5) 路盤及び路面は、当分の間維持作業を要しない構造であること。
 - (6) 排水施設として側溝があること。
 - (7) 道路境界杭（コンクリート製等）が埋設されてあること。
 - (8) 前各号に定めのないものは、要綱に準ずるものとする。
- 9 市道の認定手続きに用いる様式は、様式第1号から様式第6号までとし、これに市長が必要と認める書類を添えるものとする。
- 10 市事業及び市関連事業で、当該事業の施行により市道の認定、廃止及び区域の変更等が必

要となる場合は、当該事業の計画策定に当たり、当該事業所管課長は、あらかじめ道路管理担当課長と協議しなければならない。

- (1) 申請者は、前項に定める市道の認定について、要綱の定めるところに従い、それぞれ次に定めるときに認定に係る手続きを行わなければならない。
 - ア 原則として市の施行する事業については、計画策定するとき。
 - イ その他の事業については、事業が完成したとき。
- (2) 申請者は、市道の廃止について、要綱の定めるところに従い、事業の開始前に廃止に係る手続きを行わなければならない。
- (3) 申請者は、市道の区域変更について、要綱の定めるところに従い、事業完成の年度に変更に係る手続きを行わなければならない。

附 則

この細則は、要綱施行の日から施行する。